

○環境省告示第百三十二号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十五条第一項第三号ハの規定に基づき、特定廃棄物の焼却に伴うばい煙濃度等の測定の方法を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年九月三日

環境大臣 細野 豪志

特定廃棄物の焼却に伴うばい煙濃度等の測定の方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十五条第一項第三号ハの環境大臣が定める測定の方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 ダイオキシンの濃度 ダイオキシンの濃度の算出方法（平成十二年厚生省告示第七号）に定める方法による。
- 二 硫黄酸化物に係るばい煙量 日本工業規格K〇一〇三に定める方法による。
- 三 ばいじんに係るばい煙濃度 日本工業規格Z八八〇八に定める方法による。

- 四 塩化水素に係るばい煙濃度 日本工業規格 K 〇 一 〇 七 に定める方法による。
- 五 窒素酸化物に係るばい煙濃度 日本工業規格 K 〇 一 〇 四 に定める方法による。